

## 第16号議案

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「29,000円」を「30,000円」に、「609,000円」を「630,000円」に、「9,700円」を「10,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説明）非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す必要がある。